



## 《会計・税務の知識》 酒税について

### はじめに

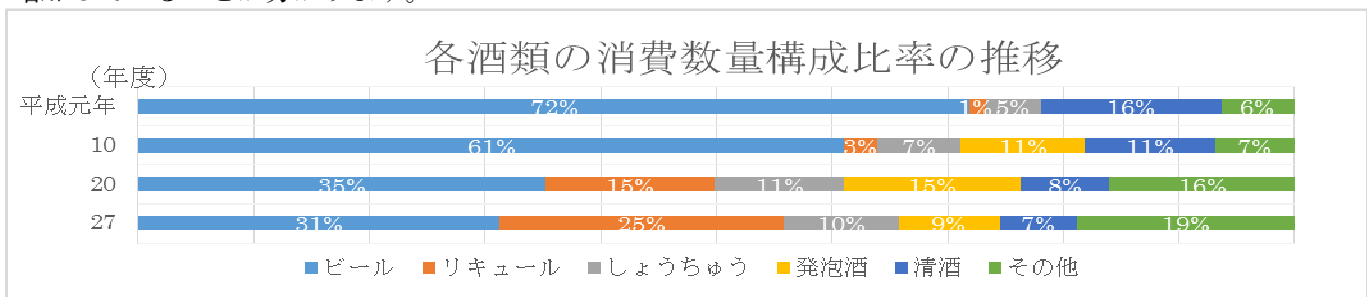
平成29年度の税制改正法と関係する政省令が4月1日より施行されています。今回はその中から個人消費者にとっては特に影響が大きいと思われる酒税について紹介致します。

#### 1. 酒税とは

酒税とは、酒類（アルコール分1%以上の飲料）に対して課される国税で、消費税と同様に間接税に分類されます。平成27年度における税収額は13,380億円で国税収入全体の2.2%となります。

#### 2. 酒類別消費数量構成比率の推移

各酒類別の消費数量構成比率の推移は以下の通りで、ビールの比率が大きく減少し、リキュールの比率が増加していることが分かります。



(出典: <https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyos/shiori/2017/pdf/100.pdf>)

#### 3. 成人1人当たりの消費量

平成27年度における都道府県別における成人1人当たりの酒類消費量は以下の通りです。東京、高知、大阪の順で消費していることが分かります。なお、沖縄県は含まれておりません。

##### 都道府県別成人1人当たりの酒類消費量

順位	都道府県	成人1人当たり 数量(ℓ)	順位	都道府県	成人1人当たり 数量(ℓ)	順位	都道府県	成人1人当たり 数量(ℓ)	順位	都道府県	成人1人当たり 数量(ℓ)
—	全国	—	12	宮城	84.2	24	長野	77.2	36	栃木	70.4
1	東京	113.7	13	石川	84.0	25	福井	76.8	37	山口	69.8
2	高知	97.0	14	広島	83.4	26	愛媛	76.6	38	岡山	69.2
3	大阪	93.6	15	鹿児島	83.0	27	千葉	75.6	39	埼玉	68.4
4	新潟	93.3	16	福島	81.7	28	山梨	75.1	40	群馬	68.4
5	青森	92.9	17	富山	81.2	29	長崎	74.8	41	静岡	68.3
6	宮崎	92.0	18	福岡	79.7	30	佐賀	74.7	42	茨城	67.4
7	秋田	91.8	19	山形	79.4	31	香川	74.5	43	三重	64.8
8	岩手	90.0	20	島根	79.2	32	神奈川	73.4	44	滋賀	62.8
9	北海道	87.4	21	大分	79.1	33	熊本	73.0	45	奈良	62.5
10	京都	85.8	22	兵庫	78.5	34	愛知	71.1	46	岐阜	61.8
11	鳥取	84.9	23	和歌山	77.9	35	徳島	70.8	—	平均	81.6

(出典: <https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/tokei/kazeikankei2015/01.htm>)

#### 4. 平成29年度税制改正

平成29年度税制改正の内容は以下の通りで、一般的に市販されているお酒の350mlあたりの酒税を現しております。発泡酒、第3のビール、酎ハイ及びワインが増税となり、ビール及び日本酒が減税となります。

(単位: 350mlあたり)

品目	現行	経過措置期間		改正後	改正による 影響
		平成32年10月1日～	平成35年10月1日～		
ビール	77円	70円	63円	54円	減税
発泡酒	47円	47円	47円	54円	増税
第3のビール	28円	38円	47円	54円	増税
酎ハイ	28円	28円	28円	35円	増税
ワイン	28円	32円	35円	35円	増税
日本酒	42円	39円	35円	35円	減税

(担当: 高瀬)